

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

1. 本学が掲げる「実践を変革することのできる能力を有した実践看護学博士（DNP）」の養成に当たっては、本研究科への入学時において一定程度の看護実践に関する素養が求められると考えられ、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「7.（3）選抜方法」においても「科学的根拠に基づいた看護実践に関しては、看護学および英語の筆記試験への回答を持って判断する」と説明しているように、入学者選抜において看護実践に関する能力を評価・判定するよう見受けられる。しかしながら、本研究科が掲げるアドミッション・ポリシー1「高い倫理観のもと、科学的な根拠に基づいた高度な看護実践を志向し、看護実践の新たな可能性を探求しようとする者」においては、看護実践に係る志向や探求といった意欲に関する内容に留（とど）まっており、入学者選抜において評価・判定を行う看護実践に関する能力が含まれているかどうか判然としないことから、志願者等に誤解が生じないよう、適切な表現に改めること。

（是正事項）・・P3

2. カリキュラム・ポリシー3「実践看護学博士（DNP）にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く」により配置された授業科目について、DNPの養成に当たっては、一般的に根拠に基づいた実践（EBP：Evidence-based practice）に関する科目が重要であると考えられるが、授業形態が全て講義形式の科目で構成されており、EBPに関する科目が含まれていないよう見受けられることから、カリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されているとは判断できない。このため、EBPに関する授業科目が適切に配置されていることを明確に説明した上で、養成する人材像並びにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されていることを明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・P5

3. 教員の年齢構成について、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「8.（2）教員の年齢構成」において、「学校法人鉄蕉館就業規則第103条（年報契約者等の取扱い）により教授は原則、年俸制により雇用している」ことから「同就業規則第23条の定年規定は適用していない」と説明しているが、どの教員に同規則第103条が適用されているかの説明や、同条に規定される「年俸契約」による教員の雇用形態に係る説明が見受けられない。また、仮に同条の適用がいずれの専任教員にも適用されていない場合、専任教員16名のうち10名の教員が完成年度末までに定年を迎えることになるが、このことについて、同規則第23条第4項による定年の延長を前提に、完成年度までに延長した定年年齢を超える教員がないという説明がなされていることから、本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの3年間、教育研究実施組織が適切に維持されるような編制となっているのか疑義がある。このため、学校法人鉄蕉館就業規則第103条の適用対象者及び当該対象者の雇用形態について明確に説明した上で、本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの3年間、本専攻の教育研究実施組織が適切に維持される計画となっていることについて、明確かつ具体的に説明すること。

（是正事項）・・P10

4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(是正事項) P 1 2

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. 本学が掲げる「実践を変革することのできる能力を有した実践看護学博士 (DNP)」の養成に当たっては、本研究科への入学時において一定程度の看護実践に関する素養が求められると考えられ、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「7. (3) 選抜方法」においても「科学的根拠に基づいた看護実践に関しては、看護学および英語の筆記試験への回答を持って判断する」と説明しているように、入学者選抜において看護実践に関する能力を評価・判定するよう見受けられる。しかしながら、本研究科が掲げるアドミッション・ポリシー1「高い倫理観のもと、科学的な根拠に基づいた高度な看護実践を志向し、看護実践の新たな可能性を探求しようとする者」においては、看護実践に係る志向や探求といった意欲に関する内容に留(とど)まっており、入学者選抜において評価・判定を行う看護実践に関する能力が含まれているかどうか判断としないことから、志願者等に誤解が生じないよう、適切な表現に改めること。

(対応)

ご指摘いただいた通り、本学が掲げる「実践を変革することのできる能力を有した実践看護学博士 (DNP)」の育成にあたっては、本研究科の入学時においても、志願者に一定程度の看護実践の能力を求めるものです。そのため、設置の趣旨を記載した書類 (本文) の「7. (3) 選抜方法」においても、「科学的根拠に基づいた看護実践に関しては、看護学および英語の筆記試験をもって判断する」としたところです。

しかしながら、アドミッションポリシー1「高い倫理観のもと、科学的根拠に基づいた高度な看護実践を志向し、看護実践の新たな可能性を探求しようとする者」という文言では、ご指摘の通り、「看護実践に係る志向や探求といった意欲に関する内容に留まっている」と考えられます。

そこで、アドミッションポリシー1の文言を以下のように修正することとし、一定程度の看護実践能力を入学者に求めることを明確にいたしました。また、この一定程度の看護実践能力とは、修士の学位 (または、外国において修士に相当する課程を修了し、修士に相当する学位) を有する者、または本大学院が修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師免許取得後3年以上の実践経験を持つ者が有する程度の看護実践能力とし、看護学および英語の筆記試験への回答をもってその程度が確保されているか判断することといたしました。またそこで保証された看護実践能力は、「現場の変革と高度看護実践の新たな可能性探求のための基礎能力」につながるものとし、面接も加えてこの能力を判断することと致しました。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (27 ページ)

新	旧
(1) アドミッションポリシー 本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程実践看護学分野実践看護学領域 (DNP コース) におけるアドミッションポリシーを以下の4点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。本学の理念HEARTとの関連性を()に示した。	(1) アドミッションポリシー 本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程実践看護学分野実践看護学領域 (DNP コース) におけるアドミッションポリシーを以下の4点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。本学の理念HEARTとの関連性を()に示した。

1. <u>高い倫理観のもと、科学的な根拠に基づいた看護実践能力を有し、現場の変革と高度看護実践の新たな可能性探求のための基礎能力を有する者 (Humanity, Reason, Empowerment)</u>	1. <u>高い倫理観のもと、科学的な根拠に基づいた高度な看護実践を志向し、看護実践の新たな可能性を探求しようとする者 (Humanity, Reason, Empowerment)</u>
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (28 ページ)

新	旧
<p>(3) 選抜方法</p> <p>入学者の選抜は、筆記試験、面接及び出願書類の審査により、アドミッションポリシーに基づいて以下のように実施する。</p> <p>1. <u>高い倫理観に基づく看護実践、科学的な根拠に基づいた看護実践能力、および現場の変革と高度看護実践の新たな可能性探求のための基礎能力</u>については、面接試験による倫理的質問への応答、および新たな看護実践の探求への<u>展望</u>に関する質問への応答によって判断する。科学的根拠に基づいた看護実践に関しては、看護学および英語の筆記試験への回答を持って判断する。</p> <p><u>なお、科学的根拠に基づいた看護実践の能力とは、修士の学位 (または、外国において修士に相当する課程を修了し、修士に相当する学位) を有する者、または本大学院が修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、看護師免許取得後 3 年以上の実践経験を持つ者が有する程度の看護実践能力とする。加えて看護学および英語の筆記試験への回答をもってその程度が確保されているかを判断する。また、そこで保証された看護実践能力は、「現場の変革と高度看護実践の新たな可能性探求のための基礎能力」につながるものとし、面接への応答をも加えてこの能力を判断する。</u></p> <p>2. 柔軟な思考と発想力や行動力、他者と協働する力、・・・</p>	<p>(3) 選抜方法</p> <p>入学者の選抜は、筆記試験、面接及び出願書類の審査により、アドミッションポリシーに基づいて以下のように実施する。</p> <p>1. <u>高い倫理観に基づく看護実践、科学的な根拠に基づいた高度な看護実践への志向性、および新たな看護実践への探求心</u>については、面接試験による倫理的質問への応答、および新たな看護実践の探求への<u>意欲</u>に関する質問への応答によって判断する。科学的根拠に基づいた看護実践に関しては、看護学および英語の筆記試験への回答を持って判断する。</p> <p>2. 柔軟な思考と発想力や行動力、他者と協働する力、・・・</p>

2. カリキュラム・ポリシー3「実践看護学博士 (DNP) にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く」により配置された授業科目について、DNP の養成に当たっては、一般的に根拠に基づいた実践 (EBP: Evidence-based practice) に関する科目が重要であると考えられるが、授業形態が全て講義形式の科目で構成されており、EBP に関する科目が含まれていないように見受けられることから、カリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されているとは判断できない。このため、EBP に関する授業科目が適切に配置されていることを明確に説明した上で、養成する人材像並びにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されていることを明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本教育課程では、根拠に基づいた実践 (EBP: Evidence-Based Practice、以下、EBP とする) について学ぶために、3つの段階を経るようにカリキュラムを構成しています。

すなわち、まず、第1段階として、カリキュラムポリシー1.「研究能力を有する高度な実践者となるための基盤となる科目を置く」で配置された科目のうち、特に「システマティックレビュー」において、システマティックレビューおよび論文クリティークの方法を学び、現場変革に活用するためのエビデンスレベルの高いデータベースの活用方法を習得します。

次に第2段階において、カリキュラムポリシー2「現場を変革するための研究能力を養うための科目を置く」で配置された科目、「看護学研究方法論Ⅰ (Advance Nursing Research)」、「看護学研究方法論Ⅱ (質的研究方法)」、「看護学研究方法論Ⅲ (事例研究法)」のそれぞれにおいて、エビデンスに基づいた看護実践方法とその評価に有効な看護研究方法について学びます。

そして、第3段階において、カリキュラムポリシー3「実践看護学博士 (DNP: Doctor of Nursing Practice) にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く」の科目群において、DNP の役割や機能を学ぶとともに、経済やマネジメント、リーダーシップ、コミュニティ、ユーザーの視点など、多角的な観点から DNP 実践について学ぶことで、さまざまな実践領域に DNP として多角的にアプローチし、根拠に基づいた実践を展開し、現場を変革することのできる高度な実践者となることができるよう教育課程を編成しています。

また、これらの学修を通して、「DNP プロジェクト演習」に進むことで、各自の関心領域における課題を文献やフィールドワークから特定し、看護実践や看護システムに関する根拠に基づいた変革のための EBP アプローチとデザイン思考法を統合した介入プロジェクトを計画するようになっていきます。

そして、その延長線上にある「DNP プロジェクト研究」において、DNP としてのエビデンスに基づいた実装方法を実施・評価し、博士論文としてまとめるよう計画されています。

上記をカリキュラムポリシーの説明の中に、付け加えました (設置の趣旨 (本文) p. 14~15)。

したがって、根拠に基づいた実践に関する科目は、教育課程全体に散りばめられていると言えますが、ご指摘のように、カリキュラムポリシー3「実践看護学博士 (DNP: Doctor of Nursing Practice) にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く」に置かれた科目群では、その実践性がより求められることは明白です。また、「根拠に基づいた実践」または「EBP」という表現が十分記載されていなかったことに気が付きましたので、DNP 特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについて、以下のように修正いたしました。

また、DNP 特論Ⅴについては、「ヘルスケア分野におけるデザイン思考法の活用」について学ぶ科目であるため、特に「EBP に基づいた実践」という概念は加えませんでした。

なお、これらの科目は、講義単位科目として置いていますが、事例分析などを活用し、ディスカッションを通じた十分ダイナミックな演習的な展開で進められると想定されるため、特に演習単位とはせず、講義単位科目のままに運用することとし、EBP の考えを強化しながら、より実践的な展開となるよう修正いたしました。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (14～15 ページ)

新	旧
<p>(3) 教育課程の特色</p> <p>本学大学院博士後期課程では、基盤科目群として、必修科目に【理論看護学】【システムティックレビュー】【デザイン思考法の理論と実際】を置き、さらに選択科目として【看護学研究方法特論Ⅰ】【看護学研究方法特論Ⅱ】【看護学研究方法特論Ⅲ】を置き、<エビデンスに基づいた看護介入とデザイン思考法>を統合させ、研究能力を有する高度な実践者となるための基盤を築く。さらにその上に専門科目群を置き、【DNP 特論Ⅰ】、【DNP 特論Ⅲ】で<DNP の役割と組織変革・人材育成>について、【DNP 特論Ⅱ】【DNP 特論Ⅳ】で<医療経済・政策とコミュニティ変革>について、DNP 特論Ⅴ<デザイン思考法と看護実践の統合>について学ぶ。さらにそれらの学びの上で、「DNP プロジェクト演習」として、現場での実践を行い、現場の課題を発見し、<実装研究とデザイン思考法との統合>をし、変革プロジェクトを実装計画として立案するための科目を置く。最後に、これらをすべて踏まえて、「DNP プロジェクト研究」として、各自のテーマに沿って高度実践者として変革プロジェクトをデザイン思考法による柔軟な思考と発想力を適宜用いながら実践し、科学的方法に基づいた実践と評価を行い博士論文としてまとめる。</p> <p>本教育課程では、根拠に基づいた実践 (EBP) について学ぶために、3つの段階を経るようにカリキュラムを構成している。</p> <p>すなわち、まず、第1段階として、カリキュラムポリシー1.「研究能力を有する高度な実践者となるための基盤となる科目を置く」で配置された科目のうち、特に「システムティックレビュー」において、システムティックレビューおよび論文クリティークの方法を学び、現場改革に活用するためのエビデンスレベルの高いデータベースの活用方法を習得する。</p> <p>次に第2段階において、カリキュラムポリシー2「現場を変革するための研究能力を養うための科目を置く」で配置された科目、</p>	<p>(3) 教育課程の特色</p> <p>本学大学院博士後期課程では、基盤科目群として、必修科目に【理論看護学】【システムティックレビュー】【デザイン思考法の理論と実際】を置き、さらに選択科目として【看護学研究方法特論Ⅰ】【看護学研究方法特論Ⅱ】【看護学研究方法特論Ⅲ】を置き、<エビデンスに基づいた看護介入とデザイン思考法>を統合させ、研究能力を有する高度な実践者となるための基盤を築く。さらにその上に専門科目群を置き、【DNP 特論Ⅰ】、【DNP 特論Ⅲ】で<DNP の役割と組織変革・人材育成>について、【DNP 特論Ⅱ】【DNP 特論Ⅳ】で<医療経済・政策とコミュニティ変革>について、DNP 特論Ⅴ<デザイン思考法と看護実践の統合>について学ぶ。さらにそれらの学びの上で、「DNP プロジェクト演習」として、現場での実践を行い、現場の課題を発見し、<実装研究とデザイン思考法との統合>をし、変革プロジェクトを実装計画として立案するための科目を置く。最後に、これらをすべて踏まえて、「DNP プロジェクト研究」として、各自のテーマに沿って高度実践者として変革プロジェクトをデザイン思考法による柔軟な思考と発想力を適宜用いながら実践し、科学的方法に基づいた実践と評価を行い博士論文としてまとめる。</p>

<p>「看護学研究方法論Ⅰ (Advance Nursing Research)」、「看護学研究方法論Ⅱ (質的研究方法)」、「看護学研究方法論Ⅲ (事例研究法)」のそれぞれにおいて、エビデンスに基づいた看護実践方法とその評価に有効な看護研究方法について学ぶ。</p> <p>そして、第3段階において、カリキュラムポリシー3「実践看護学博士 (DNP: Doctor of Nursing Practice) にふさわしい高度な実践者となるための専門科目を置く」の科目群において、DNPの役割や機能を学ぶとともに、経済やマネジメント、リーダーシップ、コミュニティ、ユーザーの視点など、多角的な観点からDNP実践について学ぶことで、さまざまな実践領域にDNPとして多角的にアプローチし、根拠に基づいた実践を展開し、デザイン思考法と統合しながら、現場を変革することのできる高度な実践者となることのできるよう教育課程を編成している。</p> <p>さらにこれらの学修を通して、「DNPプロジェクト演習」に進むことで、各自の関心領域における課題を文献やフィールドワークから特定し、看護実践や看護システムに関する根拠に基づいた変革のための介入プロジェクトをデザインするようになっている。</p> <p>最後に、その延長線上にある「DNPプロジェクト研究」において、DNPとしてのエビデンスに基づいた実装方法を実施・評価し、博士論文としてまとめるよう計画されている。</p> <p>なお、実践看護学博士号 (DNP) を取得するための教育に必須である・・・</p>	<p>なお、実践看護学博士号 (DNP) を取得するための教育に必須である・・・</p>
--	--

(新旧対照表) シラバス (P8)

新	旧
<p>DNP 特論Ⅰ</p> <p>到達目標</p> <p>3. DNPとしてのプロジェクト研究の国内外の動向を知り、<u>エビデンスを用いて、ケアおよび組織変革を行うDNPの役割を理解する。</u></p> <p>授業計画 4 (中村)</p> <p>DNPとしての看護実践の探求—<u>根拠に基づいた実践 (EBP) の重要性</u></p>	<p>DNP 特論Ⅰ</p> <p>到達目標</p> <p>3. DNPとしてのプロジェクト研究の国内外の動向を知り、ケアおよび組織変革を行うDNPの役割を理解する。</p> <p>授業計画 4 (中村)</p> <p>DNPとしての看護実践の探求</p>

授業計画 5 (鈴木) DNP としての <u>根拠に基づいた活動</u> の実際: 高度看護実践と現状の課題 (1)	授業計画 5 (鈴木) DNP としての活動の実際: 高度看護実践と現状の課題 (1)
授業計画 6 (橋本) DNP としての <u>根拠に基づいた活動</u> の実際: 高度看護実践と現状の課題 (2)	授業計画 6 (橋本) DNP としての活動の実際: 高度看護実践と現状の課題 (2)

(新旧対照表) シラバス (P9)

新	旧
DNP 特論 II 到達目標 4. 諸外国との比較を通して我が国における看護と政策の課題についてエビデンスに基づいて考察する。	DNP 特論 II 到達目標 4. 諸外国との比較を通して我が国における看護と政策を関連付け課題を考察する。
授業計画 13 (栗栖) 課題: 日本における看護の政策の課題— <u>エビデンスに基づいた考察</u>	授業計画 13 (栗栖) 課題: 日本における看護の政策の課題
授業計画 14 (栗栖) 課題: 日本における看護の政策の課題— <u>エビデンスに基づいた考察</u>	授業計画 14 (栗栖) 課題: 日本における看護の政策の課題

(新旧対照表) シラバス (P10)

新	旧
<p>DNP 特論Ⅲ</p> <p>到達目標</p> <p>5. 看護組織における人材育成を見据えた、<u>根拠に基づいた</u>取り組みについて提案できる。</p> <p>授業計画 14 (休波・渡邊)</p> <p>人材育成を見据えた組織変革の実際(1) 組織の現状分析を通して、<u>根拠に基づいて</u>現場を動かす取り組みについて検討する。</p> <p>授業計画 15 (休波・渡邊)</p> <p>人材育成を見据えた組織変革の実際(2) 変革理論により、<u>根拠に基づいて</u>現場を動かす取り組みについて提案する。</p>	<p>DNP 特論Ⅲ</p> <p>到達目標</p> <p>5. 看護組織における人材育成を見据えた、取り組みについて提案できる。</p> <p>授業計画 14 (休波・渡邊)</p> <p>人材育成を見据えた組織変革の実際(1) 組織の現状分析を通して、現場を動かす取り組みについて検討する。</p> <p>授業計画 15 (休波・渡邊)</p> <p>人材育成を見据えた組織変革の実際(2) 変革理論による現場を動かす取り組みについて提案する。</p>

(新旧対照表) シラバス (P11)

新	旧
<p>DNP 特論Ⅳ</p> <p>到達目標</p> <p>5. <u>根拠に基づいたアプローチ</u>によって、対象個人・家族の健康課題を個別支援から、地域（コミュニティ）全体の健康増進、変革へと発展させる手法について、事例を通して理解できる。</p> <p>6. <u>根拠に基づいたアプローチ</u>によって、地域（コミュニティ）全体の健康増進を目指す計画立案（一部）を体験する。</p> <p>授業計画 14 (鶴岡)</p> <p><u>根拠に基づいたアプローチと、ヘルスプロモーションのモデル</u>を活用した地域（コミュニティ）全体の健康増進と変革を目指す計画（課題）</p>	<p>DNP 特論Ⅳ</p> <p>到達目標</p> <p>5. 対象個人・家族の健康課題を個別支援から、地域（コミュニティ）全体の健康増進、変革へと発展させる手法について、事例を通して理解できる。</p> <p>6. 地域（コミュニティ）全体の健康増進を目指す計画立案（一部）を体験する。</p> <p>授業計画 14 (鶴岡)</p> <p>ヘルスプロモーションのモデルを活用した地域（コミュニティ）全体の健康増進と変革を目指す計画（課題）</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

3. 教員の年齢構成について、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「8. (2) 教員の年齢構成」において、「学校法人鉄蕉館就業規則第 103 条(年報契約者等の取扱い)により教授は原則、年俸制により雇用している」ことから「同就業規則第 23 条の定年規定は適用していない」と説明しているが、どの教員に同規則第 103 条が適用されているかの説明や、同条に規定される「年俸契約」による教員の雇用形態に係る説明が見受けられない。また、仮に同条の適用がいずれの専任教員にも適用されていない場合、専任教員 16 名のうち 10 名の教員が完成年度末までに定年を迎えることになるが、このことについて、同規則第 23 条第 4 項による定年の延長を前提に、完成年度までに延長した定年年齢を超える教員がないという説明がなされていることから、本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの 3 年間、教育研究実施組織が適切に維持されるような編制となっているのか疑義がある。このため、学校法人鉄蕉館就業規則第 103 条の適用対象者及び当該対象者の雇用形態について明確に説明した上で、本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの 3 年間、本専攻の教育研究実施組織が適切に維持される計画となっていることについて、明確かつ具体的に説明すること。

(対応)

「どの教員に同規則第 103 条が適用されているかの説明や、同条に規定される「年俸契約」による教員の雇用形態に係る説明が見受けられない。」については、どの教員に同規則 103 条が適用されているか、その教員の雇用形態について、別紙のとおり一覧表 (氏名・開設時年齢・103 条適用の有無 (年俸制)・教育職員としての契約期間) を作成し、明示いたしました。

また、「本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの 3 年間、教育研究実施組織が適切に維持されるような編制となっているのか疑義がある。」について、担当教員 8 名が年報契約者でその全員が開設年度から 3 年間は契約することに同意しています。それ以外の 4 名は、就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の適用者であるので満 65 歳定年者となっています。年報契約者は、その契約期間労働を提供しなければなりません。就業規則適用者は、1 か月前までに申し出ることでいつでも退職することができることとなっています。しかし、担当教員全員に本専攻開設から 3 年間は担当して頂くことを確認し「就任承諾書」の提出を求めているので、本専攻の開設年度から完成年度に至るまでの 3 年間、教育研究実施組織が適切に維持されるような編制となっています。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (29~30 ページ)

新	旧
8. 教員組織の編制の考え方及び特色 (2) 教員の年齢構成 本学では、学校法人鉄蕉館就業規則第 103 条(年報契約者等の取扱い)により教授は原則、年俸制により雇用している。したがって、同就業規則第 23 条の定年規定は適用していない。(資料 14 : 就業規則 (一部抜粋)) なお、完成年度末 (2028 年 3 月 31 日) における	8. 教員組織の編制の考え方及び特色 (2) 教員の年齢構成 本学では、学校法人鉄蕉館就業規則第 103 条(年報契約者等の取扱い)により教授は原則、年俸制により雇用している。したがって、同就業規則第 23 条の定年規定は適用していない。(資料 14 : 就業規則 (一部抜粋)) なお、完成年度末 (2028 年 3 月 31 日) における

<p>担当教員の年齢構成は、表 1 の通りである。就業規則第 103 条を基本としているところであるが、就業規則第 23 条第 4 項に規定した年齢に照らし合わせても、それを超える教員はいない。<u>(担当教員の雇用内容は資料 14-2 の通り。)</u> また、担当教員 8 名が年報契約者でその全員が開設年度から 3 年間は契約することに同意している。それ以外の 4 名は、<u>就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の適用者</u>であるので満 65 歳定年者である。年報契約者は、<u>契約期間労働を提供しなければならないが、就業規則適用者は、1 か月前までに申し出ること</u>でいつでも退職することができることとなっている。しかし、<u>担当教員全員に本専攻開設から 3 年間は担当して頂くことを確認し「就任承諾書」の提出を求めているので教育研究実施組織が適切に維持できる計画となっている。</u></p>	<p>担当教員の年齢構成は、表 1 の通りである。就業規則第 103 条を基本としているところであるが、<u>就業規則第 23 条</u>に規定した年齢に照らし合わせても、それを超える教員はいない。</p>
--	---

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において、「不可」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員は専任教員で補充する予定であるので、専任教員以外の教員で補充する予定はありません。

教育職員実施組織：教員一覧

調書 番号	氏名	開設時 年齢	103条適用の 有無(年俸制)	教育職員としての契約期間
①	田中 美恵子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
②	休波 茂子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
3	大野 知代		○	開設時から、2028年3月31日 まで
4	伊藤 隆子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
5	志村 千鶴子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
6	長江 弘子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
③	鶴岡 章子		○	開設時から、2028年3月31日 まで
④	岡本 明美		—	開設時から、就業規則第23条によ る定年
9	足立 智孝		○	開設時から、2033年3月31日 まで
⑤	川上 裕子		—	開設時から、就業規則第23条によ る定年
13	千葉 恵子		—	開設時から、就業規則第23条によ る定年
14	高野 海哉		—	開設時から、就業規則第23条によ る定年